

社会福祉法人すみれ厚生会 一般事業主行動計画

職員一人一人が仕事に対してやりがいや充実感を感じ、その能力を十分に発揮するため、働きやすい職場環境を整備し仕事と生活の調和が図れるよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：仕事と育児や介護との両立と継続就業のため、短時間勤務制度や非正社員から正社員への転換制度を職員に対し情報提供や制度の周知を図る。

<計画> 令和6年 4月～ 面談やアンケート等にて職員の働き方について情報収集を行う
令和6年 6月～ 管理職及び指導職員に対し短時間勤務制度や正社員への転換制度についての周知を行う
令和6年 7月～ 短時間勤務制度や正社員への転換制度を一般職員に配布し周知する

※就業規則の人事（採用・異動）に関する規程についても同時に周知を図る

目標2：仕事と育児や介護との両立のため、育児や介護休業法等の両立支援制度全般の職員への周知を図る。

<計画> 令和6年 4月～ 育児及び介護休業の制度について、冊子・パンフレット等より情報収集を行う
令和6年 6月～ 管理職及び指導職員に対し育児および介護休業の制度についての周知を行う
令和6年 7月～ 育児及び介護休業の制度に関する冊子・パンフレット等を一般職員に配布し周知する

※就業規則の育児休業等に関する規程、介護休業等に関する規程についても同時に周知を図る

目標3：10日以上年休付与された職員に対して5日の年次有給休暇の確実な取得を図る。

<計画> 令和6年 4月～ 令和元年4月からの職員の年次有給休暇取得状況を把握する
令和6年 5月～ 確実な年次有給休暇取得に向けて管理職及び指導職員に対して制度についてと取得出来ていない職員への周知を複数回かけて行う
令和6年 6月～ 各部署の管理職及び指導職員を中心に有給休暇取得予定表を作成し、5日以上有給休暇の取得調整を行う

計画策定日：令和6年4月1日